



ご誕生おめでとうございます

手続きチェックシート 出生

忘れずにお持ちください

出生届

お子様の出生の日から

14 日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・ 医師・助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子（親子）健康手帳（出生届出済証明の発行）

受付窓口
住民課

本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1 点で
本人確認
できるもの

マイナンバーカード

運転免許証

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が必要なもの

資格確認書

介護保険証

そのほか、

- ・ 年金手帳
- ・ 顔写真付きの社員証
- ・ 学生証など

関連する手続きは次のとおりです。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

健康保険の資格が分かるものとは

- ・ 資格情報のお知らせ
- ・ 資格確認書
- ・ マイナポータルの資格情報

のいずれか 1 つになります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

出生

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

下記にあてはまりますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所	お子さんの住民票コードについて	※住民登録後、窓口で通知書をお渡しします。（後日、郵送で通知することもあります）			
	出生届と同時にマイナンバーカードを申請しない方	※後日マイナンバーの通知が郵送で送られます。（約 1 か月かかります）		住 民 課	
	出生届と同時にマイナンバーカードを申請する方	※約 1 週間後、カードが簡易書留で届きます。（混雑状況により日数が伸びる場合もあります）			
	→マイナ保険証を利用する方	保険証の利用登録		保健衛生課	
保 険 金	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入			
	→出産した方が国民健康保険の方	産前産後期間に係る国民健康保険料軽減の手続き			
	① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が 5 0 万円 (※2)に満たなかった方	「出産育児一時金」の支給申請		保健衛生課	
	② 「直接支払制度」(※1) を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方				
	→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。		健康保険の加入先で手続きしてください	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では 48.8 万円

国民年金第1号被保険者で 出産日が平成31年2月1日以降の方	「産前産後免除該当者」申請 (出産予定日の6カ月前から届出可能)	出産前：母子（親子）健康手帳、 医療機関が発行した出産予定日の 証明書 出産後：原則不要。ただし、母子 が別世帯の場合は、出生証明書な ど出産日及び親子関係を明らかに する書類 死産・流産などの妊娠85日（4か 月）以上の分娩：死産証明書また は死胎埋火葬許可証等		住 民 課
-----------------------------------	-------------------------------------	---	--	-------

こども	母子（親子）健康手帳への出生届出済証明		・母子（親子）健康手帳		住 民 課
児童手当を申請する方	出生の翌日から起算 して15日以内	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請して ください ※必要なものがそろっていても 窓口へお越しください	・請求者の通帳 ※公金受取口座の場合は通帳不要 ※2人目以降の場合は、必要なも のはありません。		子ども家庭課
保育園に入園を希望する方 ※保育園に入園しているお子さんがいる方		保育園の入園相談 ※認定変更のお手続き	※受付窓口でご相談ください		
こども医療費助成を申請する方		こども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから 窓口へお越しください	・身分証明書（保護者） ・健康保険の資格がわかるもの（子） ・口座情報が確認できるもの（保護者） ※認印が必要な場合があります		
こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内		お子さんが生まれてから2か月頃まで を目安に、「予防接種のしおり」を お渡ししたり、お子さんのご様子を 伺って状況に応じた育児情報をお伝え するために、ご家庭を訪問しています。	訪問の際には、保健師より事前にご 連絡します。		保健相談センター 098-936-4336
未熟児で出産された方		養育医療給付の相談・申請	・身分証明書（保護者） ・健康保険の資格がわかるもの（子） ・養育医療意見書 ・所得課税証明書（同一世帯全員） ・母子（親子）健康手帳 ・印鑑（認印可） ※お越しの際は、事前にご連絡くださ い。		
0歳～2歳のお子さんがある方		指定ごみ袋の給付	・2歳未満の乳幼児の生年月日 が確認できるもの（母子（親子）健 康手帳、医療保険の資格確認書等）		保健相談センター （環境衛生係） 098-982-7033

その他	町営住宅に入居している方	町営住宅の同居手続き	※出生届出の際に窓口でお申し出 ください		都市計画課
-----	--------------	------------	-------------------------	--	-------



北谷町役場

〒904-0192

北谷町桑江一丁目1番1号

代表電話番号

098-936-1234

開庁時間

8時30分 ~ 17時15分

(土曜・日曜、祝日、慰霊の日、年末年始の開庁日はお休みです)

令和9年1月18日から
開庁時間【9時～16時】

